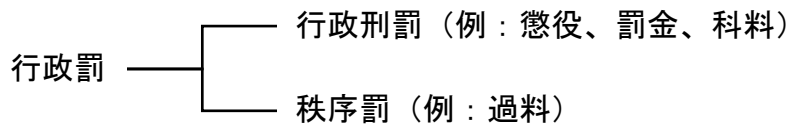


○ 行政罰について

1 行政罰の概要

行政上の義務違反に対して科される罰（行政罰）には、刑法で定められた刑を科す行政刑罰（例：懲役、罰金、科料）と刑法で定められていない制裁を科す秩序罰（例：過料）とに分けられる。

なお、条例においても行政刑罰及び秩序罰を規定することができるが、一定の制約（「2 金銭的制裁」参照）がある。



行政刑罰については、裁判所の裁判をもって刑が科される。法律による秩序罰（過料）についても同様である。一方で、条例による秩序罰（過料）については、裁判所を介さず地方公共団体の長限りでそれを科すことができる。ただし、地方公共団体の長によって秩序罰（過料）を科された者は、審査請求や取消訴訟の提起をすることができる。

2 金銭的制裁について

行政罰の中で金銭的制裁に当たるものとしては、行政刑罰である罰金及び科料、秩序罰である過料が挙げられる。

同じ行政刑罰である罰金と科料の違いは、その金額にあり、罰金は1万円以上（条例で規定を設ける場合は1万円以上100万円以下）、科料は1,000円以上1万円未満とされている。

なお、秩序罰である過料は、条例で規定を設ける場合、5万円以下とされている。

どのような義務違反に行政刑罰を科し、どのような場合に秩序罰を科すかについて明確な区分はないが、一般的には、反社会性の強い義務違反には行政刑罰、形式的又は軽微な義務違反については秩序罰を科す傾向がある。

種類	分類	条例で規定できる金額	対象となる義務違反の傾向
罰金	行政刑罰	1万円以上100万円以下	反社会性の強い義務違反
科料		1,000円以上1万円未満	
過料	秩序罰	5万円以下	形式的又は軽微な義務違反